

手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新			旧																										
<p>1. 業務規程第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1)株券</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、単元株制度における1単元の株式の数（商法第221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。以下同じ。）が、1,000株以外の場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額を当該1単元の株式の数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額とする。ただし、機構が別に定める「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例」(以下「<u>特例株券の料率特例</u>」という。)に規定する大幅な株式分割等が行われた株券に該当することとなった株券（以下「<u>特例株券</u>」という。）に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、当該特例の規定を適用して得られた額とする。</p> <p>2. ~ 5. (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>2. 業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機構名義への書換の取次に係る手</td> <td>預託を行った参加者</td> <td>(1)株券 1株につき 預託株券（特例株券を除く。）の機構名義への書換の取次に要した費用を、 預託を受けた株数の総数</td> </tr> </tbody> </table>			区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			区分	徴収対象者	徴収料率	機構名義への書換の取次に係る手	預託を行った参加者	(1)株券 1株につき 預託株券（特例株券を除く。）の機構名義への書換の取次に要した費用を、 預託を受けた株数の総数	<p>1. 業務規程第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1)株券</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、単元株制度における1単元の株式の数（商法第221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。以下同じ。）が、1,000株以外の場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額を当該1単元の株式の数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額とする。ただし、機構が別に定める「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例」に規定する大幅な株式分割等が行われた株券に該当することとなった株券に係る振替手数料及び保管手数料の各徴収料率については、当該特例の規定を適用して得られた額とする。</p> <p>2. ~ 5. (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>2. 業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機構名義への書換手数料</td> <td>預託を行った参加者</td> <td>(1)株券 1株につき 預託株券の名義書換に要した費用を、預託を受けた株数の総数で按分した額</td> </tr> </tbody> </table>			区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			区分	徴収対象者	徴収料率	機構名義への書換手数料	預託を行った参加者	(1)株券 1株につき 預託株券の名義書換に要した費用を、預託を受けた株数の総数で按分した額
区分	徴収対象者	徴収料率																											
(略)																													
区分	徴収対象者	徴収料率																											
機構名義への書換の取次に係る手	預託を行った参加者	(1)株券 1株につき 預託株券（特例株券を除く。）の機構名義への書換の取次に要した費用を、 預託を受けた株数の総数																											
区分	徴収対象者	徴収料率																											
(略)																													
区分	徴収対象者	徴収料率																											
機構名義への書換手数料	預託を行った参加者	(1)株券 1株につき 預託株券の名義書換に要した費用を、預託を受けた株数の総数で按分した額																											

<p>数料</p>	<p>で按分した額。ただし、<u>特例株券に係る機構名義への書換の取次に係る手数料</u>については、<u>特例株券の料率特例4.の規定を適用して得られた額</u></p> <p>(1 参加者による 1 日 5 億株超の預託 (機構が当該参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当該参加者の預託株数の合計株数を 1 日の預託株数とみなす。)に係る株券 (特例株券を除く。)の機構名義への書換の取次に要した費用は、当該預託を行った参加者が納入するものとし、<u>当該預託に係る株券の機構名義への書換の取次に要した費用及び当該預託に係る株数の総数</u>を含まない。)</p> <p>(2)協同組織金融機関の優先出資証券 1 口に <u>預託優先出資証券の機構名義への書換の取次に要した費用</u>を、預託を受けた口数の総数で按分した額</p> <p>(3)投資証券 1 口に <u>預託投資証券の機構名義への書換の取次に要した費用</u>を、預託を受けた口数の総数で按分した額</p>	<p>(1 参加者による 1 日 5 億株超の預託 (機構が当該参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当該参加者の預託株数の合計株数を 1 日の預託株数とみなす。)に係る<u>株券の名義書換に要した費用</u>及び当該預託に係る<u>株券の総数</u>を含まない。)</p> <p>(2)協同組織金融機関の優先出資証券 1 口に <u>預託優先出資証券の名義書換に要した費用</u>を、預託を受けた口数の総数で按分した額</p> <p>(3)投資証券 1 口に <u>投資証券の名義書換に要した費用</u>を、預託を受けた口数の総数で按分した額</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(注) 1 . 株券に係る<u>機構名義への書換の取次に係る手数料</u>は、1 単元の株式の数が 1,000 株以外の銘柄の場合には、当該株数に 1,000 を乗じた数を当該 1 単元の株式の数で除して得た株数に読み替え、単元株制度の適用を受けない銘柄の場合には、当該株数に 1,000 を乗じて得た株数に読み替えて、当該徴収料率を算出するものとする。</p> <p>2 . 証券取引所が定めた売買単位が 1 口以外の投</p>	<p>(注) 1 . 株券に係る<u>機構名義への書換手数料</u>は、1 単元の株式の数が 1,000 株以外の銘柄の場合には、当該株数に 1,000 を乗じた数を当該 1 単元の株式の数で除して得た株数に読み替え、単元株制度の適用を受けない銘柄の場合には、当該株数に 1,000 を乗じて得た株数に読み替えて、当該徴収料率を算出するものとする。</p> <p>2 . 証券取引所が定めた売買単位が 1 口以外の投</p>	

資証券に係る機構名義への書換の取次に係る手数料は、預託を受けた口数を当該売買単位の口数で除して得た口数に読み替えて、上記徴収料率を算出するものとする。

3. 機構名義への書換の取次に係る手数料は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までのそれぞれの期間ごとに徴収料率を算出する。

(削る)

4.・5. (略)

#### 附 則

この改正規則は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日以降の手数料及びその料率について適用する。

資証券に係る機構名義への書換手数料は、預託を受けた口数を当該売買単位の口数で除して得た口数に読み替えて、上記徴収料率を算出するものとする。

3. 機構名義への書換手数料は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までのそれぞれの期間ごとに徴収料率を算出する。

4. 1参加者による1日5億株超の預託に係る株券の名義書換に要した費用は、当該預託を行った参加者が納入するものとする。

5.・6. (略)